地方独立行政法人大阪市博物館機構と一般財団法人大阪市文化財協会との包括連携に関する協定書

地方独立行政法人大阪市博物館機構(以下「甲」という。)と一般財団法人大阪市文化財協会(以下「乙」という。)は、包括連携に関する事項について、以下のとおり、協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、資料、展示、調査研究、教育普及、保存科学の分野で、相互 に協力して事業を実施することにより、文化財の保存と活用、学術・文化・教育の向上と発展に 寄与することを目的とする。

(連携項目)

- 第2条 本協定における連携項目は、次のとおりとする。
- (1) 資料の貸借、展示に関すること
- (2)調査研究に関すること
- (3) 教育普及に関すること
- (4) 保存科学に関すること
- (5) その他、甲乙が必要と認めること

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲乙に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める項目の実施に要する経費は、甲乙の協議により決定する。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携項目の実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示、漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新するものとし、以後も同様の取扱いとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 大阪市中央区大手前4丁目1-32 乙 大阪市中央区法円坂1丁目6-41 地方独立行政法人大阪市博物館機構 理事長 真鍋 精志
 - 一般財団法人大阪市文化財協会 理事長 楞川 義郎